

平成 25 年度事業報告書

特定非営利活動法人 発達障害療育センター

1 事業実施の概略

3年目に入った今年度も、ひきつづき発達障害児・者及びその周辺児・者並びにその家族の学校・社会生活の質的向上のための支援に関する事業として、愛知県犬山市の学習教室「ブーゲンビリア」と京都市内及び大阪市内の発達障害児の家庭において、発達障害児の読み書きについての学習支援並びに保護者に対する面談を行った。

犬山市の学習教室「ブーゲンビリア」では、児童 1 名に対し 2 名の講師が担当し、支援を受けた児童は 4 名である。京都市内及び大阪市内の家庭においては、児童 1 名に対し 1 名の講師が担当し、支援を受けた児童は各 1 名である。どちらの学習支援においても、当法人のスタッフが開発に関わった IT 教材「ことばのがくしゅう」を中心に、児童の進捗状況に応じて、一人一人にあった教材や課題を組み合わせて行った。この犬山及び京都の支援活動では、児童への学習支援の後に保護者面談の時間を設けた。保護者面談では、児童の課題に対する進捗状況を保護者に報告し、保護者からは家庭や学校での児童の様子や問題点を報告していただき、相互に情報を共有した。また、面談で得た情報を基に、学習支援内容を改善し、より効果的な支援が行えるよう努めた。平成 26 年 4 月 1 日からの活動においても、引き続き犬山・大阪及び京都において、学習支援活動を続ける予定である。

平成 24 年度から、これら療育のための専属のスタッフを一名雇用したが、新人育成に苦労し、ようやく整理にこぎつけた。本年度には有能なスタッフを雇用した。

さらに、発達障害児・者及びその周辺児・者並びにその家族の学校・社会生活の質的向上のための支援に関する事業として、広島市教育委員会とのあいだで学習支援について平成 22 年度より 3 年間の協定を締結し、広島市内のモデル校に IT 教材の導入のプロジェクトの最終年度を行った。成果として完成した IT 教材を公立小学校各校に配布した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(1) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	実施なし			0名		0
(2) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	実施なし			0名		0
(3) 発達障害児・者及びその周辺児・者並びにその家族の学校・社会生活の質的向上のための支援に関する事業	学習教室にて、読み書きを中心とした学習支援を行った。 児童の家庭にて、読み書きを中心とした学習支援を行った。	週1回 (通年)	犬山市の学習教室 バーゲンビル	5名	小学生から中学生 4名	1,534
		週1回 (通年)	京都府・大阪府の児童宅	1名	小学生2名	
(4) 発達障害児・者についての社会への啓発に関する事業	実施なし			0名		0
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			0名		0

(2) その他の事業に係る事業

本年度は実施せず。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

(ア) 開催日時及び場所

平成25年6月7日 11:00~12:00 当法人事務所

(イ) 議題

- ①事業報告及び収支決算について
- ②事業計画及び収支予算について
- ③役員の新任に伴う改選について
- ④従たる事務所廃止について (定款変更)

(2) 理事会

ア 第1回理事会

(ア) 開催日時及び場所

平成25年5月31日 11:00~12:00 当法人事務所

(イ) 議題

①平成25年度通常総会提出議案について